

【資料】 国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

佐古田 彰

はしがき

【翻訳】「アークティックサンライズ号事件」(オランダ対ロシア) 国際海洋法裁判所暫定措置命令

暫定措置命令

Golitsyn 裁判官の反対意見

はしがき

以下に訳出するのは、2013年11月22日に国際海洋法裁判所 (ITLOS) が言い渡した「アークティックサンライズ号事件」(オランダ対ロシア) (第22号事件) に関する暫定措置命令である。本件暫定措置命令は事実関係を十分に記しておらず、2015年8月14日の附属書Ⅶ仲裁裁判所の本案判決¹⁾ と本件暫定措置命令に付された Golitsyn 裁判官 (ロシア) 反対意見などから、以下主な事実関係を記すこととする。

アークティックサンライズ号 (Arctic Sunrise) は、オランダ船籍を有する砕氷船であり、事件発生当時、過激な環境保護団体として知られるグリーンピースが用船し運航していた。2013年9月18日に、グリーンピースは同船を用いてロシアの排他的経済水域内にある沖合石油プラットフォーム “Prirazlomnaya” で抗議を行うことを計画していたところ、翌9月19日にロシア当局が同船に乗り組み同船を拿捕し及び同船内の乗組員30人 (グリーンピース関係者28人と

1) 訳者注: *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 32, p. 205.

報道関係者2人。“Arctic 30”と呼ばれた。）を逮捕して、ロシアのムルマンスク市（Murmansk）で同船とその30人を抑留した。

旗国であるオランダは、このロシアの行為が国連海洋法条約違反であるとして2013年10月4日に上記仲裁裁判所に提訴し、同月21日に同船と30人の釈放を求めて ITLOS に暫定措置を要請した。ITLOS は、11月22日に、オランダの主張を認め360万ユーロの保証金の提供を条件に同船と30人の釈放を指示した。本翻訳はこの暫定措置命令を訳出したものである。

その後彼ら30人は同11月29日までに釈放されたが、出国が認められたのは12月29日（オランダが保証金を提供したのが12月2日）のことであった。アーキティックサンライズ号は翌年2014年6月6日に抑留が解除され、同年8月1日にムルマンスク市を離れ、同月9日にオランダ・アムステルダムに到着した。上記2015年の本案判決は、ロシアの行為が国連海洋法条約の関連規定に違反したことを判示すると共に、本件暫定措置命令の主文(1)と(2)の違反も認定している。同仲裁裁判所は、2017年7月10日の賠償金判決²⁾で、ロシアに対し約540万ユーロの支払いを命じた。ロシアは、本件暫定措置裁判・仲裁裁判すべてに欠席した。なお、2019年5月に両国の間で270万ユーロの賠償額で和解が成立した。

本件の事態以前にも、アーキティックサンライズ号は反捕鯨活動の一環として日本の調査捕鯨船に衝突するなどの事件を起こしており、日本でも知られている船である。

本案判決を含めこの事件と裁判は注目すべき点を多く有するが、本件暫定措置命令に関しては、裁判所が保証金の提供を条件に早期釈放を命じたことの是非が議論されている。国連海洋法条約は、早期釈放（prompt release）の仕組みを創設しており、これは、外国船舶が、排他的経済水域で漁業関連法令違反を行い（73条2項）あるいは海洋環境保護法令違反を行って（220条7項、226条1項(b)）抑留された場合に、合理的な保証金等の提供を条件に、その船舶は

2) 訳者注：Ibid., p. 317.

【資料】国際海洋法裁判所「アーケティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

速やかに釈放されるという仕組みである。この仕組みを実効的にするため、抑留された船舶の旗国が当該船舶の速やかな釈放を求めて裁判所（主として ITLOS）に提訴する仕組みも用意され（292条）、実際にこの裁判手続が利用された例も少なくない。しかし、本件暫定措置命令は、これらの条文を根拠とすることなく290条に基づき暫定措置として船舶の釈放のため保証金を指示することができるかと判示し（本命令93項）、裁判所は実際にその金額を360万ユーロとして同船の釈放を指示した。これまで暫定措置として抑留された船舶の釈放が求められた事案はいくつかある（2010年ルイザ号事件、2012年リベルタード号事件）が、保証金の支払いを条件に船舶の釈放を指示したのは、本件命令が初めてである。つまり、本件暫定措置命令は、海洋法条約が設けた早期釈放の仕組みを用いることなく、実質的にこれと同じ仕組みを作り出したことになる。暫定措置はそもそも裁判所の裁量の幅が広いが、このような制度創設が認められるのかは、議論の余地があろう³⁾。なお、ITLOS はその後、2019年サン・パードレ・ピオ号事件でも保証金の支払いを条件とした暫定措置を指示しており、判例法としては定着したものと思われる。

その他、裁判官の個別意見等では、ロシアの欠席への批判が集中した。ITLOS 発足以来、裁判当事国が欠席したのは、これが初の事例である。2つ目の欠席の事例は、2019年のウクライナ軍艦抑留事件であって、これも被告国であるロシアが欠席した。

この翻訳では、上記 Golitsyn 裁判官反対意見も訳出した。適宜参考にしてもらいたい。

3) 訳者注：Golitsyn 裁判官反対意見48～49項、Kulyk 裁判官反対意見12～15項。Jesus 裁判官は、この暫定措置命令は「早期釈放の裏口的救済方法（back-door prompt release remedy）」だとして、この保証金提供手続きについて立場を留保した（個別意見7項(b)）。

**【翻訳】「アークティックサンライズ号事件」（オランダ対ロシア）
国際海洋法裁判所暫定措置命令**

アークティックサンライズ号事件

（オランダ対ロシア）

暫定措置の要請

暫定措置命令

臨席者：YANAI 所長；HOFFMANN 次長；MAROTTA RANGEL、NELSON、
CHANDRASEKHARA RAO、AKL、WOLFRUM、NDIAYE、JESUS、
COT、PAWLAK、TÜRK、KATEKA、GAO、BOUGUETAIA、
GOLITSYN、PAIK、KELLY、ATTARD、KULYK 各裁判官；ANDERSON
特任裁判官；GAUTIER 書記

上記の裁判官により構成される国際海洋法裁判所は、
裁判官評議を行った結果、

海洋法に関する国際連合条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）
290条並びに国際海洋法裁判所規程（以下「ITLOS 規程」とする。）21条、25
条及び27条を考慮し、

国際海洋法裁判所規則（以下「ITLOS 規則」とする。）89条及び90条を考
慮し、

オランダ王国（以下「オランダ」とする。）とロシア連邦は海洋法条約の締
約国であることを考慮し、

オランダとロシア連邦は海洋法条約287条に基づく同一の紛争解決手続を受
け入れておらず、したがって両国は条約附属書Ⅶに定める仲裁手続を受け入れ
ているとみなされることを考慮し、

2013年10月4日にオランダが、ロシア連邦に対して通告書及び「請求及びそ

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」（第22号事件）暫定措置命令

の根拠」（以下「請求通告書」とする。）を提出して、ロシア連邦当局によるロシア連邦の排他的経済水域におけるアークティックサンライズ号（Arctic Sunrise）への乗船と同船の抑留並びに当該船舶内にいた者の抑留に関する紛争について海洋法条約附属書Ⅶに定める仲裁手続を開始したこと、を考慮し、

オランダがロシア連邦に対して提出した請求通告書において附属書Ⅶに定める仲裁裁判所が構成されるまでの間の暫定措置の要請書が含まれていること、を考慮して、

次のとおり命令する。

1. 2013年10月21日に、オランダは、当裁判所に対し、ロシア連邦当局によるロシア連邦の排他的経済水域におけるアークティックサンライズ号への乗船と同船の抑留並びに同船内にいた者の抑留に関する紛争について、海洋法条約290条5項に基づく暫定措置の指示を求める要請書（以下「本件要請書」とする。）を提出した。
2. 2013年10月21日に当裁判所書記局が受理した2013年10月18日付の当裁判所書記宛ての書簡で、オランダ外務大臣は、オランダの代理人として外務省法律顧問である Liesbeth Lijnzaad 女史を任命し、またオランダの副代理人として外務省副法律顧問である René Lefeber 氏を任命したことを、当裁判所に通知した。
3. 2013年10月21日に、裁判所書記は、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使に対し本件要請書の認証謄本をロシア連邦外務大臣宛ての書簡と共に送付した。
4. オランダは、当裁判所においてオランダ国籍を有する裁判官を有していないため、本件要請書において、ITLOS 規程17条3項の定めるところに従って David Anderson 氏を本件裁判における特任裁判官として選定した。
5. Anderson 氏の特任裁判官としての選定にロシア連邦から異議が出されず、当裁判所からも異議が出されなかったため、Anderson 氏は、2013年11月4日に開催される当裁判所の公開廷において ITLOS 規則9条に基づき要請される

厳粛な宣言を行った後に、特任裁判官として本件裁判手続に参加することが、認められた。

6. 2013年10月22日付の書簡で、裁判所書記は、1997年12月18日の国連—海洋法裁判所協力関係協定に基づき、国連事務総長に対し本件要請について通知した。

7. 2013年10月22日の口上書で、裁判所書記は、ITLOS 規程24条3項に基づき、海洋法条約締約国に対し本件要請書について通報した。

8. 2013年10月22日付の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対し、裁判所長が ITLOS 規則45条及び73条に基づき手続きの問題について両国の意向を聴取したいと考えていることを、通知した。

9. 2013年10月23日に裁判所書記局が受理した2013年10月22日付の口上書で、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は、次のことを述べた。

「ロシア連邦は、1997年2月26日⁴⁾に海洋法条約を批准した際、特に、『法の執行活動であって主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争……に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない。』とする宣言を行った。

ロシア側は、この宣言に基づき、オランダ王国に対し口上書（添付参照）を送付して、アークティックサンライズ号に関する本件事件についてオランダが開始した海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を受け入れないこと、及び、条約290条5項に基づく暫定措置指示を求めるオランダ王国の要請について国際海洋法裁判所の手続きに参加するつもりはないこと、を通知した。

他方で、ロシア連邦は、これまで、この事態に対し相互に受け入れ可能な解決方法を求め続ける用意があることを、強調してきた。」

10. 2013年10月23日付の書簡で、裁判所書記は、オランダ代理人宛てに上記

4) 訳者注：1997年2月26日が正確に何を意味するのかは分からないが、ロシアの批准書の寄託は1997年3月12日である（後述41項を見よ）。国連の海洋・海洋法局のウェブサイトでも、1997年3月12日がロシアの批准日として記されている。

【資料】国際海洋法裁判所「アーケティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

ロシア口上書の写しを送付した上で、同代理人に ITLOS 規程28条への注意を喚起しつつ、オランダがこの問題について意見表明を希望するなら2013年10月24日までに提出するよう、同代理人に通知した。

11. 2013年10月24日付の書簡で、オランダ代理人は次のことを述べた。

「オランダ王国は、ITLOS 規程28条の定めるところに従い、裁判所に対し、たとえ残念ながらロシア連邦が本件裁判手続を欠席することになったとしても、手続きを継続し及び決定を行うよう謹んで要請する。」

12. 2013年10月25日付の命令で、裁判所長は、ITLOS 規則90条2項に基づき、口頭弁論の開始日を2013年11月6日と定めた。このことは、2013年10月25日に両当事国に通知された。

13. 2013年10月25日付の書簡で、裁判所書記は、ロシア連邦に対し上記命令の写しを送付すると共に、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使に対し、ITLOS 規則90条3項に基づき、当裁判所は口頭弁論が終結するまでは裁判当事国が裁判所に提出するすべての意見を考慮する用意があることを、通知した。

14. 2013年10月28日に裁判所書記はオランダ代理人宛てに書簡を送り追加書類の提出を要請し、2013年10月29日にオランダは要請のあった書類を提出した。同日に、裁判所書記はこれらの書類の写しをロシア連邦に送付した。

15. 2013年10月30日付の書簡で、グリーンピース評議会 (Stichting Greenpeace Council) (以下「グリーンピース (Greenpeace International)」とする。) が、当裁判所に対し法廷助言者 (*amicus curiae*) としての申立書の提出の許可を要望し、その書簡には申立書の写しが添付されていた。

16. 2013年10月31日付の書簡で、裁判所書記は、両当事国に対しグリーンピースが提出した要望について意見を示すよう求めた。

17. 2013年11月1日付書簡で、オランダの副代理人は、当裁判所に対し、「オランダ王国はグリーンピースに対し、自国はその要望に異議を唱えないことを非公式に通知した。」と通知した。

18. 2013年11月5日に、当裁判所は、グリーンピースの要望は受け入れるべきでなく、その申立書は本件裁判の文書ファイルに含めないことを、決定した。

19. 2013年11月6日付の連絡文書で、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館は、当裁判所に対し、「グリーンピースの非政府的性格を考慮すると、ロシア側としては、この団体にアークトリックサンライズ号に関する本件裁判で裁判所に情報を提出する可能性を認めるべき理由はない、と考える」ことを通知し、また、「裁判所にロシアの立場をこのように送達したことは、本件裁判におけるロシア側の参加の1形態として解釈されることはない」ことを、強調した。

20. 2013年11月8日に、裁判所書記は、上述の2013年11月5日の裁判所決定を両当事国及びグリーンピースに、通知した。

21. 2013年10月31日に、オランダの副代理人は、ITLOS 規則72条に基づき、当裁判所において招聘する証人に関する情報を、提出した。

22. 2013年11月4日と5日に、当裁判所は、ITLOS 規則68条に基づき、書面手続と裁判の指揮に関して冒頭評議を行った。

23. 2013年11月5日に、オランダは、「国際海洋法裁判所における裁判の準備及び弁論の仕方に関する指針」の14項に従い、当裁判所に対し資料を提出した。

24. 2013年11月5日に、裁判所長は、ITLOS 規則45条に基づき、裁判手続の問題に関してオランダ代理人と協議を行った。

25. 2013年11月5日に、当裁判所は ITLOS 規則76条1項に基づき、両当事国に対し質問を行うことを決定し、同日にその質問が送付された。

26. 2013年11月6日に、ITLOS 規則67条2項に基づき、本件要請書とその付属書類の写しが公開された。

27. 2013年11月6日に開催された公開廷において、下記の者による口頭陳述が行われた。

オランダのために：

Liesbeth Lijnzaad 女史（代理人、外務省法律顧問）

René Lefeber 氏（副代理人、外務省副法律顧問）

Thomas Henquet 氏（補佐人兼弁護士、外務省法務官）

28. 法廷において、グリーンピースの法律顧問である Daniel Simons 氏がオ

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

ランダ側の証人として招聘され、Henquet 氏から尋問を受けた。Simons 氏は、証言を行っているときに、ITLOS 規則76条3項に基づき Golitsyn 裁判官からの質問に回答した。

29. 法廷において、ITLOS 規則76条3項に基づき、Wolfrum、Cot、Golitsyn、Akl 及び Bouguetaia 各裁判官がオランダ代理人に対し質問を行い、また Anderson 特任裁判官がオランダの法務官に対し質問を行った。

30. ロシア連邦は、2013年11月6日の公開廷に出席しなかった。

31. 2013年11月7日に、オランダは、当裁判所が2013年11月5日に発出した質問及び裁判官が法廷で発出した質問に対し、書面による回答を提出した。

32. ロシア連邦からは、質問に対する回答はなかった。

* * *

33. オランダは、2013年10月4日付の請求通告書において、附属書Ⅶに基づいて構成される仲裁裁判所（以下「附属書Ⅶ仲裁裁判所」とする。）に対し次のことを判示し及び宣言することを、要請した。

「(1) ロシア連邦は、

- a. オランダ王国の事前の同意なくアークティックサンライズ号に乗船しこれを捜査し拿捕し及び抑留したため、オランダ王国自身が有する権利及び自国の旗を掲げる船舶を保護する権利の行使における国連海洋法条約58条1項及び87条1項(a)並びに慣習国際法における航行の自由に関して、本請求通告書に記した通り、オランダ王国に対して負う義務に違反したこと、
- b. オランダ王国の事前の同意なくアークティックサンライズ号に乗船しこれを捜査し拿捕し及び抑留したため、国連海洋法条約58条及び第7部並びに慣習国際法における旗国による管轄権の行使に関して、本請求通告書に記した通り、オランダ王国に対して負う義務に違反したこと、
- c. オランダ王国の事前の同意なくアークティックサンライズ号に乗船して乗組員を逮捕し及び抑留して彼らに対し司法手続を開始したため、オランダ王国自身が有する権利、自国民の外交的保護の権利の行使及びオ

ランダ王国の旗を掲げる船舶の乗組員(国籍を問わない。)のために救済を求める権利における1996年の市民的及び政治的権利に関する国際規約の9条及び12条2項並びに慣習国際法における船舶乗組員の自由と安全の権利及び沿岸国の領域と海域から離れる権利に関して、本請求通告書に記した通り、オランダ王国に対して負う義務に違反したこと、

(2) これらの違反は、ロシア連邦の国際責任を伴う国際違法行為を構成すること、

(3) この国際違法行為により生じる法的結果は、ロシア連邦に次のことを要求すること。

- a. 今なお継続しているこの国際違法行為を、直ちに中止すること、
- b. (2) 項に記したすべての国際違法行為について再発しないよう適当な保証をオランダ王国に与えること、
- c. (2) 項に記したすべての国際違法行為により生じた被害について完全な賠償(reparation)をオランダ王国に与えること。」

34. オランダは、2013年10月21日に提出した本件要請書の47項で、当裁判所に対し、次の暫定措置を指示するよう要請した。

「以上の理由で、オランダ王国は、国際海洋法裁判所がロシア連邦に対し暫定措置として次のことを指示するよう、要請する。

- (i) アークティックサンライズ号が、直ちに、燃料補給を行い、ロシア連邦の管轄下にある抑留地と海域から離れ、及び航行の自由を行使することができるようにすること、
- (ii) 直ちにアークティックサンライズ号の乗組員を釈放し、及び、彼らがロシア連邦の管轄下にある領域と海域から離れることを許すこと、
- (iii) アークティックサンライズ号への乗船とその抑留とをもたらした事態に関して、すべての司法手続と行政手続を停止し及び今後の手続を開始しないこと、並びに、アークティックサンライズ号、その乗組員、その船主及びその運航者に対しいかなる司法手続若しくは行政措置も行わずまたは執行しないこと、

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

- (iv) 本件紛争を悪化させまたは拡大させるような他のいかなる行動もとらないよう確保すること。」

35. 2013年11月6日に開催された公開廷で、オランダ代理人は次の最終申立を行った。

「オランダ王国は、国際海洋法裁判所に対し、アークティックサンライズ号に関する紛争について次のことを宣言するよう、要請する。

- a) 国際海洋法裁判所は、本件暫定措置要請に対し管轄権を有すること、
- b) 本件紛争が付託された仲裁裁判所は、一応の管轄権を有すること、
- c) 本件請求は、事実及び法により支持されること。

また、ロシア連邦に対し次の暫定措置を命じるよう、要請する。

- d) アークティックサンライズ号が、直ちに、燃料補給を行い、ロシア連邦の管轄下にある抑留地と海域から離れ、及び航行の自由を行使することができるようにすること、
- e) アークティックサンライズ号の乗組員を直ちに釈放し、及び、彼らがロシア連邦の管轄下にある領域と海域から離れることを許すこと、
- f) アークティックサンライズ号に関する本件紛争をもたらした事態に関して、すべての司法手続と行政手続を停止し及び今後の手続を開始しないこと、並びに、アークティックサンライズ号、その乗組員、その船主及びその運航者に対しいかなる司法手続若しくは行政措置も行わずまたは執行しないこと、
- g) 本件紛争を悪化させまたは拡大させるような他のいかなる行動もとらないよう確保すること。」

* * *

36. オランダは、海洋法条約287条に基づき、2013年10月4日にアークティックサンライズ号に関する紛争について、ロシア連邦に対し海洋法条約附属書Ⅶに基づく裁判手続を開始した。

37. オランダは、2013年10月4日にロシア連邦に対し、海洋法条約附属書Ⅶに基づく裁判手続を開始する通告書と共に暫定措置要請書を送付した。

38. オランダは、2013年10月21日に、海洋法条約290条5項が定める2週間の期間が経過した後、附属書Ⅶ仲裁裁判所が構成されるまでの間について、当裁判所に暫定措置の指示を求める本件要請書を送付した。

39. 海洋法条約298条1項の関連する部分は、次の通りである。

「1 第1節の規定に従って生ずる義務に影響を及ぼすことなく、いずれの国も、この条約に署名し、これを批准し若しくはこれに加入する時に又はその後いつでも、次の種類の紛争のうち一又は二以上の紛争について、第2節に定める手続のうち一又は二以上の手続を受け入れないことを書面によって宣言することができる。

……

(b) 軍事的活動（非商業的役務に従事する政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。）に関する紛争並びに法の執行活動であって前条の2及び3の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される主権的権利又は管轄権の行使に係るものに関する紛争」

40. まず最初に検討すべき問題であるが、ロシア連邦は、1982年12月10日に海洋法条約に署名した際に、条約298条に基づき次の宣言を行った。

「ソビエト社会主義共和国連邦は、海洋法条約298条に基づき、海洋の境界画定に関する紛争、軍事的活動に関する紛争又は国際連合安全保障理事会が国際連合憲章によって与えられた任務を紛争について遂行している場合の当該紛争を検討するための拘束力を有する決定を伴う義務的手続を受け入れないことを、宣言する。」

41. ロシア連邦は、1997年3月12日の批准書において、海洋法条約298条に基づき次の宣言を行った。

「ロシア連邦は次のことを宣言する。すなわち、国連海洋法条約298条の規定に基づき、ロシア連邦は、海洋の境界画定に関する15条、74条及び83条の規定の解釈若しくは適用に関する紛争または歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争、軍事的活動（政府の船舶及び航空機による軍事的活動を含む。）に関する紛争並びに法の執行活動であって主権的権利または管

轄権の行使に係るものに関する紛争、並びに国際連合安全保障理事会が国際連合憲章によって与えられた任務を紛争について遂行している場合の当該紛争に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない。

ロシア連邦は、条約309条と310条の規定に留意して、次のことを宣言する。すなわち、ロシア連邦は、条約の署名若しくは批准またはこれへ加入の際に、過去に行ったまたは将来に行うことのある宣言及び声明または条約に関して他の何らかの理由で行う宣言及び声明であって条約310条の規定に合致しないものに対し、反対する。ロシア連邦は、このような宣言及び声明は、用いられる文言及び名称のいかんを問わず、当該宣言または声明を行った条約締約国に対するこの条約の適用において、この条約の法的効力を排除しまたは変更することはないと考える。したがって、ロシア連邦は、当該条約締約国との関係では当該宣言または声明を考慮しない。」

42. ロシア連邦は、1997年3月12日の同国の宣言に基づき、2013年10月22日付の口上書で次のことを述べた。

「ロシア連邦は、1997年2月26日に海洋法条約を批准した際、特に、『法の執行活動であって主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争……に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない。』とする宣言を行った。

ロシア側は、この宣言に基づき、オランダ王国に対し口上書（添付参照）を送付して、アークティックサンライズ号に関する本件事件についてオランダが開始した海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続を受け入れないこと……、を通知した。

43. これに対し、オランダは次のように主張する。

「仲裁裁判所の管轄権は、ロシア連邦が批准の際に行った宣言『国連海洋法条約298条の規定に基づき、ロシア連邦は、……法の執行活動であって主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争……に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れな

い。』に影響を受けることはない。条約298条1項(b)において、法の執行活動であって主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争に関する選択的除外が適用されるのは、『前条の2及び3の規定により裁判所の管轄権の範囲から除外される……紛争』についてである。このような紛争が関係するのは、それぞれ海洋の科学的調査と漁獲であり、いずれも本件事件では問題とされていない。」

44. そして、オランダは、次のように主張した。

「ロシア連邦が上述の宣言を海洋の科学的調査と漁獲に関する紛争以外の紛争に適用するつもりであるなら、このことは海洋法条約309条に反することになる。この規定は、『この条約については、他の条の規定により明示的に認められている場合を除くほか、留保を付することも、また、除外を設けることもできない。』、と定める。また、オランダ王国は、海洋法条約を批准するに当たり、『国連海洋法条約の規定の法的効果を排除または修正するよういかなる宣言または声明にも、反対する』、と宣言した。」

45. さて、当裁判所の見解では、海洋法条約298条1項(b)に基づき法執行活動に関してロシア連邦が行った宣言が一応 (*prima facie*) 適用されるのは、条約297条2項または3項に基づき裁判所の管轄権から除外される紛争についてのみである。

46. 第2に検討すべき問題であるが、ロシア連邦は、2013年10月22日付の口上書において、当裁判所に対し次のことを通知した。

「条約290条5項に基づき暫定措置指示を求めるオランダ王国の要請について、国際海洋法裁判所の手続きに参加するつもりはない」

47. そして、オランダは、「ロシア連邦が海洋法裁判所での手続きへの参加を拒否したことを遺憾に思う」とし、「このことは適切な司法行政に影響する」と述べた。

48. さて、いずれかの紛争当事者が欠席しまたは自己の立場を弁護しないことは、手続きの進行を妨げるものではなく、また当裁判所が暫定措置を指示することを排除するものでもない。ただし、両当事国には、その主題に関する自

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

国の意見を提出する機会が与えられなくてはならない(漁業管轄権事件(イギリス対アイスランド)、仮保全、1972年8月17日命令、*I.C.J. Reports 1972*, p. 12, at p. 15, para. 11; 漁業管轄権事件(ドイツ連邦共和国対アイスランド)、仮保全、1972年8月17日命令、*I.C.J. Reports 1972*, p. 30, at pp. 32-33, para. 11; 核実験事件(オーストラリア対フランス)、仮保全、1973年6月22日命令、*I.C.J. Reports 1973*, p. 99, at p. 101, para. 11; 核実験事件(ニュージーランド対フランス)、1973年6月22日命令、*I.C.J. Reports 1973*, p. 135, at p. 137, para. 12; エーゲ海大陸棚事件(ギリシャ対トルコ)、仮保全、1976年9月11日命令、*I.C.J. Reports 1976*, p. 3, at p. 6, para. 13; 在テヘラン米国外交領事職員事件(アメリカ合衆国対イラン)、暫定措置、1979年12月15日命令、*I.C.J. Reports 1979*, p. 7, at pp. 11-12, para. 9, and at p. 13, para. 13)。

49. 本件裁判に関するすべての連絡文書は当裁判所からロシア連邦に送付されており、ロシア連邦に対し、ITLOS 規則90条3項に基づき、当裁判所は口頭弁論が終結するまでは裁判当事国が裁判所に提出するすべての意見を考慮する用意があることを、通知している。

50. ロシア連邦は、自国の意見を提出する十分な機会が与えられたが、それを行うことを拒絶した。

51. 一方の当事国が出廷しない場合でもその国は裁判の当事国であり(核実験事件(オーストラリア対フランス)、仮保全、1973年6月22日命令、*I.C.J. Reports 1973*, p. 99, at pp. 103-104, para. 24)、権利及び義務を有する。

52. 国際司法裁判所は、次のように述べている。

「出廷しないことを決めた国は、自国がそのように決めたことの結果を受け入れなければならない。その結果は次のものである。第一に、裁判はその国が参加しなくても継続する。第二に、欠席を選択した国も、裁判の当事国であり続ける。第三に、ICJ 規程59条に定めるところに従い、最終的な判決に拘束される。」

(ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的及び準軍事的活動事件(ニカラグア対アメリカ合衆国)、本案、判決、*I.C.J. Reports 1986*, p. 14,

at p. 24, para. 28)

53. 暫定措置の指示は、両当事国の手続的権利も考慮しなければならない、また、一方当事国の欠席が裁判手続の通常の進行を妨げ適切な司法行政に影響を与えるような事態においては、裁判当事者の平等の原則（principle of equality of the parties）の完全な実施を確保しなければならない。

54. ロシア連邦は、当裁判所の任務を促進するため、事実と法の問題についてもっと多くの情報を提供することができたはずである。

55. 本件事件の事態において、暫定措置により保全されるべき両当事国のそれぞれの権利の性質と範囲を評価することは、困難である。

56. 本件裁判手続にロシア連邦が出廷しないことで、ウクライナが不利益を被るべきではない。

57. したがって、当裁判所は、利用可能な最善の証拠に基づき、裁判当事国のそれぞれの権利を同定し評価しなければならない。

58. 第3の問題であるが、当裁判所は、海洋法条約290条5項に基づき暫定措置を指示するにあたり、附属書Ⅶ仲裁裁判所が管轄権を一応有することを確認しなければならない。

59. オランダの主張によると、2013年9月19日に、オランダの旗を掲げて航行するアークティックサンライズ号はロシア連邦の排他的経済水域においてロシア当局の乗船を受け、同ロシア当局は同船と船内の30人を抑留し、その後同船はムルマンスク港に曳航された。

60. オランダの請求通告書は、次のように述べる。

「本請求通告書に記した通り、ロシア連邦はオランダ王国の事前の同意なくアークティックサンライズ号に乗船しこれを捜査し拿捕し及び抑留したため、オランダ王国自身が有する権利及び自国の旗を掲げる船舶を保護する権利の行使における国連海洋法条約58条1項及び87条1項(a)並びに慣習国際法における航行の自由に関して、ロシア連邦がオランダ王国に対して負う義務に違反した」

61. オランダは、次のように主張する。

「自国の領海の外側の海域における沿岸国の主権的権利は、資源指向的であって対象が限定される。その主権的権利を保護するための管轄権の行使は、機能的なものである。そのため、海洋法は、沿岸国が上述の海域において管轄権を行使する権利を制限している。沿岸国は一方的にこの権利を拡張することはできない。」

62. オランダはまた、次のように主張する。

「施設及び構築物の設置及び利用に関する管轄権は、海洋法条約56条1項の定める規則によって制限され、条約56条2項、58条及び60条の定める義務に服する。」

63. オランダは、次のように述べる。

「海洋法条約は、公海上の外国船舶への乗船を禁止する（110条）。この禁止は、排他的経済水域内の外国船舶への乗船に、適用される（58条2項）。臨検と搜索の権利は、航行の自由と旗国管轄権に対する例外であって、すべての場合において特別の正当化事由を必要とする。ローチュス号事件において、常設国際司法裁判所は次のように判示した。

『国際法が定める特別の場合を除き、公海上の船舶は、その旗を掲げる国の権力以外の権力に服さないことは、間違いなく正しい。』

外国船舶に対し執行管轄権を行使することの一般的な禁止規則に対するいかなる例外も、明示的なものであって、黙示的ではありえない。このような例外の解釈及び適用は、狭く解釈しなければならない。」

64. これに対し、ロシア連邦は、駐オランダ・ロシア連邦大使館がオランダ外務省宛てに送付した2013年10月1日付の口上書において、次のように述べる。

「9月19日にロシア連邦の排他的経済水域において、1982年国連海洋法条約の56条、60条及び80条に基づき並びに『ロシア連邦の排他的経済水域に関する』連邦法36条1項(1)に基づき、アークティックサンライズ号に対し臨検が行われた。

.....

上述の国際法規則に基づく沿岸国権限に照らすと、当該事態においては、

船舶に乗船する検査チームによる臨検についての旗国の同意の要請は、必要でない。」

65. そして、駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館はまた、2013年10月22日の口上書で、次のように述べた。

「アークティックサンライズ号とその乗組員に対するロシア当局の行動は、刑事管轄権を含む管轄権の行使として行われ、それが継続している。これは、沿岸国であるロシア連邦の法令を執行するためのものであり、国連海洋法条約の関連規定に従って行われている。」

66. 他方、オランダは、附属書Ⅶ仲裁裁判所の管轄権の基礎として、海洋法条約288条1項を援用する。これは次のように規定する。

「前条に規定する裁判所は、この条約の解釈又は適用に関する紛争であってこの部の規定に従って付託されるものについて管轄権を有する。」

67. そして、オランダは、ロシア連邦との本件紛争は海洋法条約の第5部と第7部を含むいくつかの規定（特に56条2項、58条、87条1項(a)及び110条1項）の解釈及び適用に関係している、と主張した。

68. さて、オランダとロシア連邦の見解に照らすと、旗国と沿岸国の権利と義務に関する海洋法条約のいくつかの規定—特に56条、58条、60条、87条及び110条—の適用に関して意見が異なることから、当裁判所の見解では、条約の解釈または適用に関してこれらの2国の間に紛争が存在するように思われる。

69. 当裁判所が裁判のこの段階で求められていることは、オランダが主張する権利の存在を確定的に確証することではない⁵⁾。

70. 当裁判所の見解では、オランダが援用する海洋法条約規定は、仲裁裁判所の管轄権の根拠となりうる基礎を与えらると思われる。

71. 以上の理由で、当裁判所は、附属書Ⅶ仲裁裁判所は本件紛争について管轄権を一応有すると判断する。

5) 訳者注：この部分は、2019年ウクライナ軍艦抑留事件 ITLOS 暫定措置命令95項と異なり、「見込みがある (plausible)」の語はまだ見られない。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

72. 第4点目であるが、海洋法条約283条1項は、次のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

73. オランダとロシア連邦は、両国間の紛争の解決に関して意見交換を行ってきた。このことは、2013年9月18日以降、両国間での外交的覚書その他の連絡文書（駐オランダ・ロシア連邦大使館宛てのオランダ外務省からの2013年10月3日付の口上書を含む。）の交換に、反映されている通りである。

74. オランダによると、両国の外務大臣の間で何度か本件紛争が討議された、という。

75. そして、オランダは、本件要請書において、「本件紛争を交渉その他の方法で解決する可能性が尽きた」、と主張した。

76. さて、当裁判所が以前判示したように、「紛争当事国の一方が合意に到達する可能性が尽きたと結論づけたときには、その国は意見交換を継続するよう義務づけられない。」(MOX 工場事件（アイルランド対英国）、暫定措置、2001年12月3日 命令、*ITLOS Reports 2001*, p. 95, at 107, para. 60。また、ARA リベルタード号事件（アルゼンチン対ガーナ）、暫定措置、2012年12月15日命令、*ITLOS Reports 2012*, p. 332, at p. 345, para. 71を見よ）。

77. 当裁判所は、本件事件の状況において、283条の要件は満たされている、と考える。

78. 第5点目であるが、当裁判所は、海洋法条約290条5項の定めるところに従い、事態の緊急性により必要と認める場合には、附属書Ⅶ仲裁裁判所が構成されるまでの間、暫定措置を定めることができる。

79. 海洋法条約290条5項は、次のように規定する。

「この節の規定に従って紛争の付託される仲裁裁判所が構成されるまでの間、紛争当事者が合意する裁判所又は暫定措置に対する要請が行われた日から2週間以内に紛争当事者が合意しない場合には国際海洋法裁判所若しくは深海底における活動に関しては海底紛争裁判部は、構成される仲裁裁判所

が紛争について管轄権を有すると推定し、かつ、事態の緊急性により必要と認める場合には、この条の規定に基づき暫定措置を定め、修正し又は取り消すことができる。紛争が付託された仲裁裁判所が構成された後は、当該仲裁裁判所は、1から4までの規定に従い暫定措置を修正し、取り消し又は維持することができる。」

80. 海洋法条約290条5項は、同条約290条1項と合わせて読まなければならない。

81. 海洋法条約290条1項は、次のように規定する。

「紛争が裁判所に適正に付託され、当該裁判所がこの部又は第11部第5節の規定に基づいて管轄権を有すると推定する場合には、当該裁判所は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全し又は海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を定めることができる。」

82. 当裁判所は、海洋法条約290条1項の定めるところに従い、紛争当事者のそれぞれの権利を保全しまたは海洋環境に対して生ずる重大な害を防止するため、暫定措置を定めることができる。

83. 附属書Ⅶ仲裁裁判所は、同裁判所が構成された後は、海洋法条約290条5項の定めるところに従い、当裁判所が定めた暫定措置を修正し、取り消しまたは維持することができる。

84. この290条5項の規定は、当裁判所が指示する措置が附属書Ⅶ仲裁裁判所が構成されるまでの期間に限定されるとは、定めていない（ジョホール海峡埋立て事件（マレーシア対シンガポール）、暫定措置、2003年10月8日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 22, para. 67を見よ）。

85. また、当裁判所は次のように判示したことがある。

「上述の期間は事態の緊急性の評価についてあるいは指示された暫定措置が適用される期間について必ずしも決定的ではなく、また、事態の緊急性を評価するにあたっては、附属書Ⅶ仲裁裁判所がまだ『暫定措置を修正し、取り消し又は維持する』立場にない期間を考慮しなくてはならない。」

（ジョホール海峡埋立て事件（マレーシア対シンガポール）、暫定措置、

2003年10月8日命令、*ITLOS Reports 2003*, p. 10, at p. 22, para. 68)

86. オランダは、最終申立てで、当裁判所に対し、アークティックサンライズ号とその乗組員を直ちに釈放するよう要請し、また、要請した暫定措置はオランダの権利を保全するために適当なものであると主張する。

87. オランダは、次のように述べる。

「ムルマンスク州の Kola 湾でのアークティックサンライズ号の抑留が続いており、そのため同船の状態が全体的に劣化している。同船は船齢の高い砕氷船であるので、その運航性能を維持するためには徹底的な保守管理が必要である。同船の劣化は、その船舶システム（船舶の安全と耐航性）の定期的な保守管理が行えないことが原因である。その結果、特に、燃料油の流出を含む環境へのリスクが生じている。この現実は、脆弱な北極地域では苛烈な気候と氷結状態により、一層悪化する。

ロシア連邦がアークティックサンライズ号への乗船とその抑留に関連して行った行動の結果、乗組員は、自由と安全に対する権利とロシア連邦の管轄下にある領域と海域から離れる権利が、奪われ続けることになった。両国間のこの紛争の解決は、当該船舶の乗組員の個々人の権利と自由の享有を侵害しないような内容にすべきである。

同船とその乗組員の抑留が継続していることは、不可逆的な結果をもたらしている。

乗組員の抑留の継続についていうと、抑留状態で過ごす日々は、不可逆的である。仲裁裁判所が構成されて本件紛争が解決されるまで抑留を延長すると、オランダ王国の権利をより一層害することになる。」

88. 他方、ロシア当局が2013年10月15日に作成した「アークティックサンライズ号の差押えに関する公式調書」は、次のように記している。

「オランダ船アークティックサンライズ号（IMO 番号7382902）が錨地に停泊した時から同船に関する保管契約（custody agreement）が締結されるまでの間は、ロシア連邦の連邦保安庁ムルマンスク州沿岸国境警備局が、保安措置（security measures）の遵守について責任を有する（responsible）

ことになる。

連邦国家単一企業（Federal State Unitary Enterprise）である Rosmorport 社のムルマンスク事務所代表 P.V. Sarsakova 氏と、ロシア連邦の連邦保安庁ムルマンスク州沿岸国境警備局代表 S.V. Fedorov 氏は、ロシア連邦刑事手続法115条6項に基づき、差し押さえられまたは没収された財産の損失、処分、隠匿または違法な移転について両人が責任（liability）を有することについて、通知を受けている。」⁶⁾

89. 本件事件の状況を踏まえ、海洋法条約290条5項に基づき、両当事国のそれぞれの権利を保全するため、事態の緊急性により、暫定措置を当裁判所が指示することが必要である。

90. 最後に第6点であるが、ムルマンスク州の Leninsky 地方裁判所による2013年10月7日付のアークチックサンライズ号差押命令は、次のように述べる。

「上記財産の差押えが必要なのは、民事裁判に関する判決の執行のため、その他の経済的制裁のため、またはロシア連邦刑法104条1項に基づく今後の没収命令の執行のため、である。」

91. オランダ外務省は、2013年9月26日の駐オランダ・ロシア連邦大使館宛て口上書で、「ロシア連邦は直ちに当該船舶とその乗組員を釈放する」よう要請し、また、「保証金その他の金銭的保証の提供によって釈放が進められるのかどうか、もしそうであるならロシア連邦は保証金その他の金銭的保証の合理的な金額をいくらくと考えているのか」を問い合わせた。

6) 訳者注：ここで“responsible”と“liability”の語が用いられている。文脈から考えて、前者は保安措置を行わせる義務であろう。後者は、損害賠償責任の意味のようにも読めるが、役所の代表者個人が損害賠償の責任を負うとは考えにくいことから、こういった損失などが生じないように監視する担当責任者、という意味と思われる。ここでは、両語をそのような意味合いで「責任」と訳した。そもそもこの一節はロシア語での調書をオランダが英訳したものであり（この引用部分は、*ITLOS Pleadings 2013, Vol. 20, p. 84*）、英語での両語の違いを理解する意味はない。なお、調書のこの一節は、Golitsyn 裁判官反対意見39項・40項でも取り上げられている。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

92. オランダは、ロシア連邦はこの問い合わせに返答しなかった、と述べる。

93. さて、当裁判所は、海洋法条約290条に基づき、抑留された船舶と乗組員の釈放のため、暫定措置として保証金その他の金銭的保証を指示することができる、と考える。

94. 当裁判所は、ITLOS 規則89条5項の定めるところに従い、要請された措置とは全部または一部異なる措置を指示することができる。

95. 当裁判所は、海洋法条約290条5項に基づき、アークティックサンライズ号と本件紛争に関連して抑留されているすべての者がオランダによる保証金その他の金銭的保証の提供を条件に釈放されるべきであり、また当該船舶と当該者はロシア連邦の管轄下にある領域と海域から離れることが認められるべきである、と命じることが適当であると考ええる。

96. 当裁判所は、両当事国が主張するそれぞれの権利と本件事件の具体的な状況を考慮して、保証金その他の金銭的保証の金額は360万ユーロとしこれをオランダがロシア連邦の権限ある当局に提供すべきこと、及び、その保証金その他の金銭的保証は、ロシア連邦における銀行が発行する銀行保証またはロシアの銀行とコルレス契約 (corresponding arrangements) を締結している銀行が発行する銀行保証の形態であるべきこと、を決定する。

97. その銀行保証の発行者は、場合に応じて附属書Ⅶ仲裁裁判所が決定するまたは両当事国が合意する最大360万ユーロの金額をロシア連邦に支払うことを、約束し及び保証するものとする。この銀行保証に基づく支払いは、ロシア連邦の権限ある当局による請求書と共に仲裁裁判所の決定または両国の合意の認証謄本を、銀行保証の発行者が受領した後に直ちに行わなければならない。

98. オランダとロシア連邦はそれぞれ、附属書Ⅶ仲裁裁判所に付託された本件紛争を悪化させまたは拡大するような行動を、あるいは附属書Ⅶ仲裁裁判所が本案で言い渡す決定の遂行を害するような行動を、とらないよう確保しなければならない。

99. 一方の紛争当事国が紛争を悪化させまたは拡大させることを回避するためにとった行動や自制行為は、その国の請求の放棄でもなくまた他方の紛争当

事国の請求の受理とも解されるべきではない(ルイザ号事件(セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国)、暫定措置、2010年12月23日命令、*ITLOS Reports 2008-2010*, p. 58, at p. 70, para. 79)。

100. 本件命令は、本件の本案を扱う附属書Ⅶ仲裁裁判所の管轄権の問題についても、本案それ自体に関するいかなる問題についても、予断を与えるものではなく、また、オランダとロシア連邦がこれらの問題に関する主張を行う権利に影響を及ぼすものでもない(ARA リベルタード号事件(アルゼンチン対ガーナ)、暫定措置、2012年12月15日命令、*ITLOS Reports 2012*, p. 332, at p. 350, para. 106を見よ)。

101. 定められた暫定措置は拘束力を有し、290条6項は暫定措置に速やかに従うべき義務を定めている(みなみまぐろ事件(ニュージーランド対日本; オーストラリア対日本)、暫定措置、1999年8月27日命令、*ITLOS Reports 1999*, p. 280, at p. 297, para. 87)。

102. ITLOS 規則95条1項に基づき、両当事国は、指示された暫定措置の遵守に関する報告書と情報を当裁判所に対し提出するよう要請されるものとする。

103. 当裁判所が、暫定措置の実施について両国から更に情報を要請する必要があることから、裁判所長にITLOS 規則95条2項に基づきかかる情報を要請する権限を与えることが、適当である。

104. 当裁判所の見解では、附属書Ⅶ仲裁裁判所が別段の決定をしない限り、両当事国が仲裁裁判所に報告書を提出することは、海洋法条約290条5項に基づく裁判手続の趣旨に合致する。

105. 以上の理由で

当裁判所は、

(1) 賛成19、反対2で、

附属書Ⅶ仲裁裁判所による決定がなされるまでの間、海洋法条約290条5項に基づき次の内容の暫定措置を指示する。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

- (a) ロシア連邦は、アークティックサンライズ号と抑留されているすべての者を、オランダによる保証金その他の金銭的保証の提供を条件に、直ちに釈放しなければならない。その金額は360万ユーロとし、銀行保証の形態でロシア連邦に提供されなくてはならない。
- (b) 上記の保証金その他の銀行保証の提供を条件に、ロシア連邦は、アークティックサンライズ号と抑留されているすべての者がロシア連邦の管轄下にある領域と海域から離れることが許されることを、確保しなければならない。

賛成：YANAI 所長；HOFFMANN 次長；MAROTTA RANGEL, NELSON, CHANDRASEKHARA RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, COT, PAWLAK, TÜRK, KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, PAIK, KELLY, ATTARD 各裁判官；ANDERSON 特任裁判官

反対：GOLITSYN, KULYK. 各裁判官

(2) 賛成19、反対2で、

オランダとロシア連邦はそれぞれ2013年12月2日までに本命令102項で言及した最初の報告書を当裁判所に提出しなければならないことを決定し、また、裁判所長にその報告書の提出の後に適当と考える2回目以降の報告書と情報を要請する権限を与える。

賛成：YANAI 所長；HOFFMANN 次長；MAROTTA RANGEL, NELSON, CHANDRASEKHARA RAO, AKL, WOLFRUM, NDIAYE, JESUS, COT, PAWLAK, TÜRK, KATEKA, GAO, BOUGUETAIA, PAIK, KELLY, ATTARD 各裁判官；ANDERSON 特任裁判官

反対：GOLITSYN, KULYK. 各裁判官

本暫定措置命令は、2013年11月22日に自由ハンザ都市ハンブルグにおいて、等しく正文である英語とフランス語で3部作成された。うち1部を当裁判所の文書保管室に置き、他の2部をそれぞれオランダ政府とロシア連邦政府に送付する。

（柳井俊二国際海洋法裁判所長の署名）

（Philippe Gautier 国際海洋法裁判所書記の署名）

Anderson 特任裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に宣言を付した。

Wolfrum 及び Kelly 両裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に共同個別意見を付した。

Jesus 裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

Paik 裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に個別意見を付した。

Golitsyn 裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に反対意見を付した。

Kulyk 裁判官が、当裁判所の暫定措置命令に反対意見を付した。

Golitsyn 裁判官の反対意見

1. 私は、この反対意見を提出することを、とても残念に思う。私は、本件暫定措置命令を支持することはできない。その理由は、第一に、オランダ王国（以下「オランダ」とする。）が提出した要請は受理可能でないこと、第二に、海洋法裁判所は、これから構成される仲裁裁判所が一応の管轄権を有すると間違った結論を示したこと、第三に、暫定措置に関する海洋法裁判所のこの決定は、国連海洋法条約（以下「海洋法条約」または「条約」とする。）290条1項と5項の定める要件に合致していないこと、である。

一応の管轄権と受理可能性

2. オランダとロシア連邦は、ロシア連邦の排他的経済水域と大陸棚における沿岸国であるロシア連邦の権利と義務についての両国の間での意見の不一致が、

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

海洋法条約第15部第2部に含まれる手続きに服しうかどうかの問題について、見解が異なっている。

3. ロシア連邦は、海洋法条約290条5項に基づくオランダの暫定措置の要請について自国の立場を明らかにして、海洋法裁判所宛ての連絡文書で、

「ロシア連邦は、1997年2月26日に海洋法条約を批准した際、特に、『法の執行活動であって主権的権利または管轄権の行使に係るものに関する紛争……に関して、条約第15部第2節が規定する拘束力を有する決定を伴う手続きを、受け入れない。』」

と述べ、したがって、「アークティックサンライズ号に関する本件事件についてオランダが開始した海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁手続きを受け入れない」、と述べた(駐ドイツ連邦共和国・ロシア連邦大使館からの ITLOS 宛ての2013年10月22日付の口上書)。

4. ITLOS は、本件事件における海洋法条約第15部第2節の手続きの利用の可否について両国の間で見解が対立しているにも関わらず、一応の管轄権が存在する、したがって裁判所は暫定措置を指示することが適当であるかどうかを判断することができる、という結論に至った。この結論に、私は賛同しない。

5. 私の見解では、ITLOS は、一応の管轄権の問題を検討すること自体、するべきでなかった。というのは、オランダが付託した暫定措置要請は、海洋法条約第15部第1節の283条1項の要件が本件事件では満たされていないため受理可能でない、と宣言すべきであったからである。

6. 海洋法条約283条の見出しは「意見を交換する義務」であるが、その1項は次のように規定する。

「この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事者は、交渉その他の平和的手段による紛争の解決について速やかに意見の交換を行う。」

7. この規定から分かるように、締約国間に紛争が生ずる場合には、紛争当事国は、まずは、交渉その他の平和的手段により紛争を解決するようあらゆる努力を払わなければならない。言い換えると、交渉を行うか、あるいはその他の

平和的手段による紛争解決を見出すよう努力しなくてはならない、ということである⁷⁾。

8. ITLOS は、以前、海洋法条約第15部の紛争解決手続の不可分の要素を構成する283条1項が定める要件の重要性を、強調した（ジョホール海峡におけるシンガポールによる土地埋立てに関する事件（マレーシア対シンガポール）、暫定措置、2003年10月8日命令、37項及び38項；この暫定措置命令のChandrasekhara Rao裁判官の個別意見は、「意見交換に関するこの条の要件は、紛争当事国の気まぐれで行われるような空疎な形だけのものではない」（11項）と強調した）。国際司法裁判所（ICJ）は、外交的交渉を尽くすことはICJに問題を付託するための前提条件を構成するわけではないとしつつ、このような交渉が行われたと理解した上で、手続きを進めた（カメルーンとナイジェリアの間の領土及び海洋境界事件（カメルーン対ナイジェリア）、先決的抗弁、判決、*I.C.J. Reports 1998*, p.275, at p. 303, paragraph 56）。Wolfrum 裁判官は、ルイザ号事件暫定措置命令の反対意見（ルイザ号事件（セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国、暫定措置要請、27項）で、海洋法条約283条1項が定める交渉は、「この規定が明白に示している別の目的、つまり海洋法条約第15部第2節の定める仕組みを用いることなく紛争を解決するという目的」を有することに、着目した。

9. オランダが提出した情報から明らかなように、オランダ当局は、交渉その他の平和的手段による両国間の紛争の解決について、ロシア当局と意見交換を行おうとしなかった。

10. アークティックサンライズ号は、2013年9月19日にロシア当局により抑留された。2013年9月23日に、アークティックサンライズ号の旗国であるオランダは、口上書で、同船とその乗組員に対するロシア連邦当局の行動に関する情報を提供するようロシア連邦に要請した（請求通告書21項と22項）。オランダは、2013年9月26日の口上書でもこの要請を繰り返した（請求通告書24項）。

7) 訳者注：下線部（原文は太字）の強調は、原文ママ。後述25項と31項について同じ。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

ロシア連邦は、これらの情報提供の要請に対し、2013年10月1日付の口上書で、アークティックサンライズ号への乗船並びに同船及びその乗組員への捜査及び抑留は、排他的経済水域と大陸棚に関する海洋法条約の一般規定に基づき正当化される、と述べた。これに関してロシア連邦は、条約56条、60条及び80条の規定に言及した(請求通告書附属書7の26項)。

11. オランダは、このロシア連邦の口上書を受け取った後、2013年10月3日付の口上書で、ロシア連邦に対し、ロシアの口上書で言及のあった条約規定はアークティックサンライズ号に対する措置を正当化するとは考えないことを、通知した。オランダの口上書はまた、「したがって、ロシア連邦とオランダ王国は、沿岸国であるロシア連邦が自国の排他的経済水域において有する権利と義務について意見が異なっている、と思われる」、と述べた。

12. オランダのこの口上書で紛争の存在が初めて具体的に記されたが、この口上書は、ロシア連邦とオランダは、海洋法条約283条1項の定める交渉その他の平和的手段によって紛争を解決するため迅速に意見交換を行うべきである、とは述べていない。その口上書には、交渉その他の平和的手段によって紛争を解決する目的で協議を試みることを仄めかすような内容で事らない。その真逆といえるが、この口上書は、率直にまたかなりぶっきらぼうに、「国連海洋法条約に基づく仲裁にこの紛争を付託する利点があると思われる」、「オランダ王国はできるだけ早く仲裁を開始したい」、と述べただけである。そして、オランダ外務省は、この口上書をロシア連邦に送付した日の翌日の2013年10月4日付の口上書で、駐ハーグ・ロシア連邦大使館を通じてロシア連邦に通告書を送り、「オランダは、オランダ王国とロシア連邦の間の紛争を、その通告書に付された『請求及びその根拠』に記した通り、1982年国連海洋法条約附属書Ⅶの定める仲裁裁判手続に付託する」ことを、通知したのである。

13. オランダは、事実関係について、次のように述べた。

「オランダ王国外務大臣とロシア連邦外務大臣は、3度、この紛争について討議した。それは、オランダが仲裁に付託する前に2度(2013年9月28日と2013年10月1日)と、本件要請書の提出の前に1度(2013年10月17日)

である。」

（本件要請書16項）

しかし、これは誤解を招くものであり、海洋法条約283条1項の要件が満たされたとする納得のいく証拠とはいえない。その理由は第一に、オランダが認めているように、最後の意見交換が行われたのは、2013年10月4日に紛争が仲裁に付託された後である。第二に、2013年10月1日に両国の外務大臣の間での意見交換が行われたが、これは、ロシア連邦がアークティックサンライズ号とその乗組員の抑留の理由についてロシア連邦の考えをオランダに通知した前日のことであった。つまり、紛争が具体化し紛争の存在を確認することができる前、である。したがって、これらの意見交換は、条約283条1項が定めるような目的のために行われたのではなかった。

14. 以上に鑑みると、私の見解では、交渉その他の平和的手段によって両国間の紛争を解決する目的での真摯な意見交換は、行われてはいないのである。したがって、海洋法条約283条1項の定める義務は満たされておらず、暫定措置の要請は受理可能ではない、と考えるべきである。

本件事件において、暫定措置が適当であるかどうか

15. 暫定措置要請が受理可能であるかどうか、一応の管轄権があるかどうかの問題を別にしても、本件事件において暫定措置を指示することが適当かどうかという問題がある。

16. オランダは、その要請書で、「暫定措置要請の主な理由は、ロシア連邦の行動が継続的性格を有する国際違法行為を構成すること、である」（要請書19項。下線部の強調（原文は太字）は自分が付加）、と述べた。オランダは、次のように主張した。

「ロシア連邦が、オランダ王国の事前の同意なく、自国の排他的経済水域においてアークティックサンライズ号に乗船しこれを捜査し拿捕し及び抑留し、またその後ムルマンスク州で同船を差し押さえたことは、航行の自由

【資料】国際海洋法裁判所「アーктиックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

とアーктиックサンライズ号に対し管轄権を行使するオランダの権利に関してロシア連邦がオランダ王国に対して負う義務に、違反した。」

また、オランダは、「これらの行動は、海洋法条約の第5部と第7部、特に56条2項、58条2項、110条1項及び慣習国際法により、禁止される」、と主張した(要請書20項)。

17. オランダは、自国の暫定措置要請を支えるため、「ムルマンスク州のKola 湾でのアーктиックサンライズ号の抑留が続いており、そのため同船の状態が劣化している」、と主張した(要請書37項)。

18. 海洋法条約290条5項に基づき、ITLOS は、当事国のそれぞれの権利を保全するため、状況に応じて適当と認める暫定措置を決定するに当たり、事態の緊急性により必要であるかどうかを判断しなくてはならない。したがって、ITLOS が紛争の本案について判示することは、想定されていない。

19. しかし、オランダの暫定措置要請の「主な理由」についての説明から明らかなように、オランダは實際上、ITLOS に対し紛争の本案について判示するよう求めている。これは、条約290条の規定に反している。

20. このような状況において、ITLOS は、暫定措置を決定するに当たり、本件紛争におけるオランダの立場を実際に間接的に支持している。

21. したがって、上述のことに鑑みると、オランダの立場が海洋法条約に合致しているかどうかしたがってこれが正当化されるかどうかを、検討する必要がある。

22. 海洋法条約60条の1項と2項に基づき、沿岸国は、排他的経済水域と大陸棚において、「人工島、……第56条に規定する目的その他の経済的な目的のための施設及び構築物」を「建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利」を有し、また、「人工島、施設及び構築物に対して、通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権を有する」。

23. 海洋法条約60条2項に基づき排他的管轄権を行使して沿岸国が制定した法令は、沿岸国がその執行を確保する権限を持たないなら、無意味である。し

たがって、条約60条2項に基づき、沿岸国はその法令を執行する権利を有するのであり、それには、人工島、施設及び構築物での活動を規律する法令に違反した者を抑留し及び逮捕する権限を含む。

24. 海洋法条約60条4項は、次のように規定する。

「沿岸国は、必要な場合には、1に規定する人工島、施設及び構築物の周囲に適当な安全水域を設定することができるものとし、また、当該安全水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる。」

25. この60条4項は、沿岸国が適当な措置をとる権利に言及しているが、このことは、沿岸国は海洋法条約に基づき安全水域内での活動を規律する規則の遵守を確保するために適当な措置をとる権限を有していることを、意味する。

26. そして、海洋法条約60条5項が定めるところに従い、1995年11月30日に採択されたロシア連邦の大陸棚に関する連邦法の16条は、上述の安全水域は人工島、施設及び構築物の外縁のいずれの点からも500メートルを超えない範囲に及ぶ、と規定している。また、2013年9月10日に採択されたロシア連邦の運輸省令の2項は、2013年1月14日のロシア連邦大統領令第23号が与えた運輸省の権限とは別に、次のことを規定している。

「ロシア連邦の大陸棚に設置された人工島、施設及び構築物の周囲の安全水域における航行に関する保安措置として、すべての種類の船舶（小型船を含む。）は、安全水域内で停船し又は航行することが禁止される。ただし、船舶が、当該人工島、施設及び構築物のための救助活動、流出油の洗浄又は砕氷活動を行う場合及び当該人工島、施設及び構築物において修復活動を行う場合、並びに、船舶が人員を乗船させ若しくは下船させるために又は荷物を船舶に積込み若しくは船舶から積下ろすために当該人工島、施設及び構築物に向かって航行する場合を除く。」

この省令の4項は、「この省令の第2項に該当する船舶は、責任者から安全水域に入るための許可を得る前に安全水域に入ってはならない」、と規定する。

27. 留意すべきであるが、グリーンピースに対して、少なくとも3の国内判

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

決が言い渡されている。2つはオランダで1つは米国（アラスカ州）である。これらの判決は、北極における石油掘削装置に対するグリーンピースの行動は違法であり、表現の自由でも示威行動の自由でもない、と判示している。これらすべての裁判での重要な点は、グリーンピースの行動は安全水域で行われており彼らが掘削装置をよじ登ろうとしたこと、である。

28. 2011年6月9日にオランダの裁判官が言い渡した判決は、グリーンピースに対し、グリーンランドの排他的経済水域にある Leiv Eiriksson プラットフォーム周辺の500メートルの水域に入ることを禁止した。そして、グリーンピースは、その500メートルの水域に入った場合、1日につき5万ユーロ（最大で100万ユーロ）をプラットフォーム運用会社である Capricorn 社ほかに対し支払うよう、命じられた（アムステルダム地方裁判所、491901/KGZA 11-870 Pee/PV、2011年6月9日、pp. 8 and 9；ハーグ地方裁判所、09/797035-13、2013年8月23日）。

29. 本件事件についていうと、2013年9月18日のロシア連邦外務省からの駐モスクワ・オランダ大使館宛ての口上書によると、アークティックサンライズ号はオランダの旗を掲げる船舶であり、ロシア連邦の北部海岸沖の水域で挑発行動を繰り返していた。2013年9月18日に、同船から乗組員を乗せた4隻の高速モーターボートが降ろされ、これら4隻が安全水域に入り、掘削プラットフォームである Prirazlomnaya に接近して、よじ登って特殊な道具を使って力づくで中に入ろうとした。また、この口上書によると、これら高速モーターボートは、プラットフォームの方向に向かった際に、何かよく分からない樽型の物を牽引していた、という（請求通告書附属書2）。

30. この口上書が示した事実関係は、アークティックサンライズ号の運航者であるグリーンピースが提出した事態説明文書（要請書附属書2）から、ある程度は確認できる。この情報によると、この5隻の複合艇がアークティックサンライズ号から降ろされ、最初のボートが Prirazlomnaya に到着すると、2人の活動家が、メインデッキの下の少し距離のある場所に1枚の垂れ幕を広げる目的でプラットフォームの外側の構築物を登ろうとした（要請書附属書2の12

項と13項)。同時に、3隻のボート群が、ずっと後ろの方に「安全カプセル (safety pod)」(発砲チューブ (foam tube)) 1つを牽引してプラットフォームに向かい、そのプラットフォームの側面からそれを吊るそうとした。そうすると、登ろうとする活動家が海水と消火ホースから隠れるための覆いとなるためである(要請書附属書9の14項)。

31. 2013年9月18日の出来事の事実関係によると、上述の行動に参加したアーキティックサンライズ号乗組員は安全水域内での活動及びプラットフォーム上での活動を規律するロシア法令を、明らかに無視した。この無視は意図的であることに、留意する必要がある。

32. 本件裁判での口頭弁論において、グリーンピースの法律顧問は、乗組員がゴムボートに乗り込む前に当該乗組員から助言を求められなかったかという質問を受けた。その助言とは、安全水域内の活動及びプラットフォーム上での活動が、ロシア連邦が海洋法条約60条に基づき管轄権を行使して制定した当該水域を規律する安全規則と大陸棚施設を規律する規則に違反する、というものである⁸⁾。彼の回答は、グリーンピースは「海上での抗議行動に先立って、必ず、生じうる法的リスクを評価している」、「その評価は、組織幹部が利用する」し、「抗議行動の参加予定者も利用しており」、「彼ら参加予定者は、そのリスクを嫌う場合には抗議行動から離脱することができる」、とするものであった。同法律顧問は、ロシア当局から乗組員が訴追されているという理由で、本件事件でのその評価内容を開示することを拒否した。

33. 本件事件におけるグリーンピースの活動は、北極の様々な場所でこのNGOが行う総合キャンペーンの一部を構成するようである。私は先に、2件のオランダ裁判所判決に言及した。米国の第9巡回区控訴裁判所が2013年3月12日に Shell Offshore 事件に関して言い渡した判決は、「地方裁判所に提出された記録によると、グリーンピースの活動は多くの場合において合法的な石油

8) 訳者注：この法律顧問は Daniel Simons 氏であり、質問をしたのは Golitsyn 裁判官である(本暫定措置命令28項)。質問と回答の内容は、*ITLOS Pleadings, ibid.*, pp. 128-129に記されている。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」（第22号事件）暫定措置命令

掘削に介入する『直接行動』を行う」ことを、記している。同控訴裁判所はまた、『「シェル石油を止めろ（stop Shell）」は、言葉や映像だけのキャンペーンではない」、「アメリカグリーンピースもまた、その目的を達成するためにいわゆる『直接行動』を行っており、同団体の最高法律顧問は直接行動が違法活動を含む可能性があることを認めている」、と述べている。この控訴裁判所の判決によると、地方裁判所は、その裁量の範囲で行動して、衡平のバランスが、北極での石油会社の沖合掘削にこの環境保護団体が介入することを禁じる予備的差止命令を支持すると判断した、という。同控訴裁判所は、この地方裁判所は裁量の範囲内で行動して、北極での石油会社の沖合掘削にこの環境団体が介入することを禁じる予備的差止命令を発出することは公益に合致する、と判断したのである（合衆国第9巡回区控訴裁判所、Shell Offshore 会社対グリーンピース事件、No. 12-35332、2013年3月12日）。

34. 以上のことから、2013年9月18日にロシア連邦の安全水域内及び大陸棚プラットフォーム上で発生した出来事に照らすと、ロシア当局は、自国の適用可能な法令の違反に対し必要な執行措置をとる権利を有する。

35. これに関していうと、沿岸国法令に違反する活動を送り出す船舶は、安全水域の外に留まっているから航行の自由を行使しているという理由でこういった活動についての責任から免れる、と主張することができないというべきである。海洋法条約は、追跡権に関する111条で、母船のボートまたは母船と一団となって作業する舟艇の活動について母船が責任を負うことを、明らかにしている。本件事件において、アークティックサンライズ号と同船から送り出されたゴムボートは同船と一団となって行動しており、したがって、同船が航行の自由を行使していただくと主張することはできない。

36. 2013年10月1日のロシア当局の口上書と本件要請書附属書2にあるグリーンピースによる事実関係説明書とが示した事実関係は、2013年9月19日にアークティックサンライズ号を抑留したロシア沿岸警備船 Ladoga 号が安全水域内及び大陸棚プラットフォーム上で行われた違反行為を理由に追跡権を行使している、と結論づけるに十分な理由を示している。したがって、ロシア連邦は、

海洋法条約111条2項に完全に従って行動した。これは、次のように定める。

「追跡権については、排他的経済水域又は大陸棚（大陸棚上の施設の周囲の安全水域を含む。）において、この条約に従いその排他的経済水域又は大陸棚（当該安全水域を含む。）に適用される沿岸国の法令の違反がある場合に準用する。」（下線部の強調（原文は太字）は自分が付加）

37. ロシア連邦がアークティックサンライズ号とその乗組員を抑留する際に海洋法条約のそれぞれの規定（60条と111条）に従って行動したのであるなら、本件事件において航行の自由が侵害されたとする主張の根拠はなく、したがってこのような主張は暫定措置要請の主な理由とはなりえない。

38. アークティックサンライズ号は、その抑留が続いているため同船の状況が全般的に劣化しているから釈放すべきだとする主張についていうと、ロシア当局は、ロシア連邦の権限ある機関に保守管理についての責任を割り当てており、同船の深刻な劣化を防止するためのすべての適当な措置をとっている、と思われる。

39. 2013年10月15日付の「アークティックサンライズ号の差押えに関する公式調書」によると、差し押さえられた財産（オランダ船籍のアークティックサンライズ号）は、連邦国営単一企業体“Roscomflot 社”のムルマンスク事務所代表に移送された。同船が錨地に停泊した時から保管契約が締結されるまでの間は、ロシア連邦の連邦保安庁ムルマンスク州沿岸国境警備局が、保安措置の遵守について責任を有する（responsible）ことになる。Roscomflot 社⁹⁾の代表と連邦保安庁沿岸国境警備局の代表は、適用のある法律に基づき、差し押さえられた財産の損失、処分、隠匿または違法な移転について両人が責任（liability）を有することについて、通知を受けている（本件要請書附属書2附録7）。

9) 記者注：この“Roscomflot 社”の社名（仏文テキストも同じ）であるが、この公式調書の内容は本件暫定措置命令88項とほぼ同文だが、この88項は社名を“Rosmorport 社”としている（仏文テキストも同じ）。この反対意見39項の末尾に記されているように、Golitsyn 裁判官はこの調書の典拠を「要請書附属書2附録7（Request, Annex 2, Appendix 7）」とするが、*ITLOS Pleadings, ibid.*, p. 78はこの附録7を再録しておらず、この社名の正誤は確認できなかった。

【資料】国際海洋法裁判所「アークティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

40. オランダは、口頭弁論での質問への回答で上記調書について、この調書が述べる「保安措置 (security measures)」が船舶の保守管理を含んでいるのか、同調書で触れられている責任 (liability) をオランダが援用できるのか、明らかでなかった、と述べた。オランダはまた、ロシア法に基づくこの責任を実施するようロシア法上の手続きを利用することをオランダは期待できなかった、なぜならロシア連邦がオランダに対して負う責任 (responsibility) は国際法に基づき生じるものであるからだ、と述べた。

41. 私の見るところ、オランダがこういった留保を示したけれども、上記の調書は、権限のあるロシア当局にそれぞれの責任 (responsibilities) を割り当てており、アークティックサンライズ号が適切に保守管理されており「劣化」しないよう十分な保証を提供している。

42. ルイザ号事件 (セントヴィンセント及びグレナディーン諸島対スペイン王国、暫定措置要請) において、国際海洋法裁判所は、船舶を抑留している国が与える保証は (本件事件では公式調書の形式での保証) は、記録に残され妥当な考慮をもって扱われるべきであると判示した¹⁰⁾ ことが、想起される。

裁判所が定めた暫定措置は、海洋法条約290条1項と5項の定める要件に合致していない

43. 仮に本件暫定措置要請が受理可能で一応の管轄権が存在するとしても一 上述したように私はこの結論に全面的に不同意であるが一、海洋法裁判所が本件裁判で定めた暫定措置を分析すると、この暫定措置はやはり海洋法条約290条の1項と5項の定める要件に合致していないことが分かる。

44. 290条1項は、定めることができる暫定措置は、終局裁判を行うまでの間、紛争当事者のそれぞれの権利を保全しなければならない、と明記している。しかし、本件裁判においては、裁判所が定めた暫定措置はこの要件に合致してい

10) 訳者注：2010年ルイザ号事件暫定措置命令78項と思われるが、この項は、スペインの保証を記録に残す、としか述べていない。

ない。

45. 海洋法裁判所は、保証金その他の金銭的保証の支払いを条件にアークトゥックサンライズ号とそのすべての乗組員の釈放を命じたが、裁判所は、ロシア連邦の権利とその見解を完全に無視している。ロシア連邦の見解は、(i) 当該船舶とその乗組員を、ロシア当局は適用のあるロシア法令に違反したという理由で適法に抑留しているが、この法令は、ロシア連邦が、安全水域内の及び大陸棚施設上での活動を規律する海洋法条約60条に基づき、自国の管轄権を行使して制定したものである、(ii) その抑留は権限のあるロシア裁判所により認められており、裁判所は特にアークトゥックサンライズ号が「犯罪の道具として」使用されたと判断している（ムルマンスク州 Leninsky 地方裁判所命令、請求通告書附属書3）、及び最後に、(iii) これに関して犯罪捜査が続けられている、というものである。ロシア連邦の見解は、極めて明瞭である。アークトゥックサンライズ号は安全水域内及び大陸棚施設上での活動を規律するロシア法令に違反した活動を行ったのであるから、権限のあるロシア裁判所が、アークトゥックサンライズ号（違反行為を行ったため抑留されている）に関して科されるべき罰則について決定し、また、各乗組員に関しても彼らが適用のあるロシア法令に違反する活動をどの程度行っているのか及びこれに関して罰則が科されるべきかどうかを判断する、ということである。

46. 全くもって理解できないのだが、海洋法裁判所は、どうやって、ロシア連邦の管轄下にある領域から抑留者全員が離れるよう求める暫定措置を定めることができるのだろうか。抑留者にロシア国民が含まれていることを考えると、その措置には驚くしかない。

47. このような状況であるにも関わらず海洋法裁判所が保証金その他の金銭上の保証の提供を条件として当該船舶とその乗組員の釈放を指示したため、裁判所がロシア連邦の権利を保全しているとは、言いえないのである。

暫定措置としての保証金の提供を、290条5項に基づいて指示できるのであるか。

【資料】国際海洋法裁判所「アーケティックサンライズ号事件」(第22号事件) 暫定措置命令

48. 保証金額の設定に関する海洋法裁判所の権限は、海洋法条約292条で定められている。この規定に基づき、裁判所は、合理的な保証金その他の金銭上の保証の提供を条件に、抑留または拿捕・逮捕された船舶とその乗組員の釈放を指示する決定を行うことができるが、ただしこれは海洋法条約で明示的に定められた場合に限定される。海洋法条約によると、こういった場合とは、船舶とその乗組員が条約73条2項に基づき沿岸国が抑留しまたは拿捕・逮捕された場合と、船舶が汚染行為を行ったとして抑留された場合（220条6項・7項及び226条1項 (b) と (c)）、である。

49. 本件事件はこれらの海洋法条約規定のいずれにも該当せず、したがって、海洋法裁判所が条約290条5項に基づき保証金の提供を条件に当該船舶の釈放を指示することができるかどうか、疑問である。

(V. Golitsyn 裁判官の署名)

(2025年7月6日稿)

【付記】本稿は、科学研究費補助金基盤研究（A）「海洋法における国際裁判機関の役割に関する包括的研究」（JSPS 科研費24H00132）による成果の一部である。